

徳島県有料老人ホーム等事故報告要領

1 目的

この要領は、徳島県有料老人ホーム設置運営指導指針、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に基づき、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び軽費老人ホームを運営する者（以下「事業者」という。）が行う本県への事故の報告（以下「事故報告」という。）を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 報告すべき事故の範囲

事業者は、次の事由に該当する事故が発生した場合は、県に対して速やかに報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による入居者のけが等又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故及び敷地内、居室内での事故を含む。

イ けが等については、医療機関の受診を要したものを報告すること。

また、けが等の対象には、異食、誤嚥、誤薬等の発生により、医療機関を受診したものを含む。

ウ 事業者側の過失の有無に関わらず、イに該当する場合は報告すること。

エ 入居者が病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生

入居者の処遇に影響があるもの（入居者からの預り金の横領など）については報告すること。

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

事業者は、事故が発生した場合には、速やかに県へ別紙報告書の提出を行うこと。ただし、事故処理に時間を要する等報告が遅延する場合には、まず電話等により事故の概要を報告すること。

※事故報告の様式は別紙報告書を標準とするが、様式に掲げる報告事項が記載されていれば、事業所独自の様式で報告して差し支えない。

4 報告先

770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

施設サービス指導担当

電話番号 088-621-2182

FAX 088-621-2840

5 適用期日

この要領は、令和元年5月1日以降に発生した事故について適用する。